

資料10-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和5年3月23日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援】算定誤りの多い、主な減算・加算の簡易確認リスト

毎月の請求にて算定誤りの多い、主な減算・加算につきまして、**簡易**確認リストを作成しましたので、必ずご確認をお願いいたします。なお、このリストに記載のある確認項目及び確認事項は、誤りの多い項目、特に注意すべき点を抜粋したものでございます。より詳しい減算・加算の確認事項、算定要件等は、必ず国の通知等を合わせてご確認いただき、不明点等ありましたら当課までご連絡ください。

No.	確認項目	対象事業	確認事項
1	定員超過減算 所定単位数の70%を算定	児童発達支援 放課後等デイサービス	1日当たりの利用実績において、定員50人以下でサービス提供単位ごとの利用障害児数が定員の150%を超える場合、当該1日について全員につき減算しているか。
			1日当たりの利用実績において、定員51人以上の場合、サービス提供単位ごとの利用障害児数が定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を超える場合、当該1日について全員につき減算しているか。
			過去3か月間の利用実績において、定員11人以下で利用者の延べ数が利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合、当該1月間について全員につき減算しているか。
			過去3か月間の利用実績において、定員12人以上で利用者の延べ数が利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超える場合、当該1月間について全員につき減算しているか。
			災害等やむを得ない事由により受け入れた場合は除いているか。
2	減算適用1月目から2月目 ⇒所定単位数の70%を算定 減算適用3月目 ⇒所定単位数の50%を算定	児童発達支援 放課後等デイサービス	直接支援員（児童指導員及び保育士）が指定基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合はその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間、全員につき減算しているか。（障害福祉サービス経験者を含む場合、該当者が欠如した場合も減算対象となる）
			常勤又は専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで全員につき減算しているか。
			児童発達支援管理責任者が指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間、全員について減算しているか。
			定員超過減算と人員欠如減算の双方の適用がある場合、減算割合が大きい方についてのみ減算しているか。
3	減算適用1月目から2月目 ⇒所定単位数の70%を算定 減算適用3月目 ⇒所定単位数の50%を算定	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間、次のいずれかに該当する障害児につき減算しているか。 ・児童発達支援管理責任者による指揮命令の下、個別支援計画等が作成されていない場合 ・指定基準に規定する個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと
4	自己評価結果等未公表減算 ⇒所定単位数の85%を算定	児童発達支援 放課後等デイサービス	障害児通所支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで障害児全員について減算しているか。（毎年4月に千葉市へ提出が必要。ただし年度途中(5/1-3/1)に指定を受けた事業所にあつては、指定の翌々年度の4月が初回の届出となる）
5	同一日同一場所提供減算 ⇒所定単位数の93%を算定	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援において、同一日に同一の場所で複数の障害児に支援した場合は、該当する障害児につき減算しているか。（保育所等訪問支援と他の障害児通所支援の同一日算定は可である）
6	運営規定に定められている営業時間が4時間未満の場合 ⇒所定単位数の70%を算定 運営規定に定められている営業時間が4時間以上6時間未満の場合 ⇒所定単位数の85%を算定	児童発達支援 放課後等デイサービス	営業時間に送迎のみに要する時間を含めていないか。
			放デイの場合は休業日のみに限って算定されているか。
7	身体拘束廃止未実施減算 1日につき5単位を減算	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録②委員会の定期開催③指針の整備④研修の実施）を講じていない場合、全員につき減算しているか。（②-④に係る減算は令和5年4月から適用）
8	人工内耳装用児童支援加算	児童発達支援センターのみ	主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて、人工内耳を装用している障害児に対して支援を行った場合、該当する障害児につき加算しているか。
9	児童指導員等加配加算	児童発達支援 放課後等デイサービス	基準上必要な人員に加え、理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等）、児童指導員等（児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障害支援養成研修修了者）又はその他の従業者を1.0人以上配置しているか。（本加算は常勤換算による算定であり、複数の職種で合算する場合は低い単位数に合わせる）
10	専門的支援加算	児童発達支援 放課後等デイサービス	基準上必要な人員と児童指導員等加配加算に加え、理学療法士等（放課後等デイサービスの場合は保育士を除く）、児童指導員（放課後等デイサービスは不可）を1.0人以上配置しているか。
			通所支援計画を作成していない場合に算定していないか。
			保育士にあつては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限られているか。 児童指導員にあつては、児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限られているか。
11	看護職員加配加算（Ⅰ） ※公表義務あり	児童発達支援 放課後等デイサービス	主として重症心身障害児を通わせる事業所において、重症心身障害児(医ケア判定スコアに前年度の出席率を掛けた点数の合計が40点以上であるとして市に届出が必要)に対し支援を行う場合に、基準上必要な員数に加え、看護職員を1.0人以上配置しているか。
12	看護職員加配加算（Ⅱ） ※公表義務あり	児童発達支援 放課後等デイサービス	主として重症心身障害児を通わせる事業所において、重症心身障害児(医ケア判定スコアに前年度の出席率を掛けた点数の合計が72点以上であるとして市に届出が必要)に対し支援を行った場合に、基準上必要な員数に加え、看護職員を2.0人以上配置しているか。

13	家庭連携加算	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	個別支援計画に基づき、予め保護者の同意を得たうえで障害児の居宅等（保育所又は学校でも可）を訪問し、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行っているか。
			算定は月4回を限度としているか。
			1回の訪問に要した時間に応じて、所定単位数を算定しているか。
14	事業所内相談支援加算（Ⅰ）	児童発達支援 放課後等デイサービス	相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を取っているか。
			あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、相談しやすいように周囲の環境に配慮したうえで、障害児への支援方法等に関する相談援助を行っているか。
			相談援助は30分以上実施され、算定は月に1回に限られているか。
			該当の障害児に対し、相談援助を行った日と異なる日でも良いので、同月に障害児通所支援を提供しているか。
15	事業所内相談支援加算（Ⅱ）	児童発達支援 放課後等デイサービス	相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を取っているか。
			あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、相談しやすいように周囲の環境に配慮したうえで、障害児への支援方法等に関する相談援助を行っているか。
			相談援助は30分以上実施され、算定は月に1回に限られているか。
			該当の障害児に対し、相談援助を行った日と異なる日でも良いので、同月に障害児通所支援を提供しているか。
			相談援助について、当該加算に加え家庭連携加算を算定していないか。
16	食事提供加算（Ⅰ）	児童発達支援センターのみ	1組は2人から8人に限られているか。（同一世帯から複数参加する場合は1とする）
			センター内の調理室で事業所自らが調理し、食事を提供しているか。
			第三者委託する場合もセンター内の調理室で調理しているか。（センター外での調理、出前、弁当の購入等不可）
17	食事提供加算（Ⅱ）	児童発達支援センターのみ	1日に複数回食事提供した場合に1日に複数回分の算定をしていないか。
			センター内の調理室で事業所自らが調理し、食事を提供しているか。
			第三者委託する場合もセンター内の調理室で調理しているか。（センター外での調理、出前、弁当の購入等不可）
18	初回加算	保育所等訪問支援	1日に複数回食事提供した場合に1日に複数回分の算定をしていないか。
			保育所等訪問支援において、児童発達支援管理責任者が初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行しているか。
			該当の障害児が過去6か月間に当該事業所を利用したことがある場合に算定していないか。
19	訪問支援員特別加算	保育所等訪問支援	同行訪問した旨の記録を取っているか。
			次の①又は②のいずれかの職員が配置されている旨を千葉市へ届け出ているか。
			①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 ②障害児に対する直接支援業務、相談支援業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者
20	利用者負担上限管理加算	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	次の①又は②のいずれかに該当するか。
			①児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者として配置されている従業者(常勤換算による算出数)のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。
			②児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 ※ 加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、同法人の経営するほかの事業所にてサービスを直接提供する職員として勤務した年数を含める。（非常勤でも可）
21	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	児童発達支援 放課後等デイサービス	利用者を通所利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、負担額合計額の管理を行っているか。（負担額が上限額を超えているかは条件にはならない）
			児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合が100分の35以上であるか。
			児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師の割合が100分の25以上であるか。
22	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は公認心理師の割合が100分の25以上であるか。
			児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は公認心理師の割合が100分の35以上であるか。
			児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は公認心理師の割合が100分の25以上であるか。
23	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は公認心理師の割合が100分の35以上であるか。
			児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は公認心理師の割合が100分の25以上であるか。
			児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は公認心理師の割合が100分の35以上であるか。
24	欠席時対応加算（Ⅰ）	児童発達支援 放課後等デイサービス	欠席に関する記録を取っているか。（欠席連絡のあった日・連絡してきた相手・連絡を受けた対応者・欠席の理由・当日の利用者の状況・次回の利用日等）
			利用中止の連絡は2営業日前の間に届いているか。
			算定は月に4回を限度としているか。（重症心身障害児に対して支援を提供する事業所は、1月につき指定障害児通所支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能）
25	欠席時対応加算（Ⅱ）	放課後等デイサービス	欠席に関する記録を取っているか。（欠席連絡のあった日・連絡してきた相手・連絡を受けた対応者・欠席の理由・当日の利用者の状況・次回の利用日等）
			1営業日前までの間に事業所が把握できなかった事情により、サービスの利用を開始したが、途中で中止した場合に算定しているか。
			徐々に在所時間数を伸ばす必要性を千葉市が認めた就学児が利用を中止した場合は、本加算を算定していないか。（その場合は基本報酬を算定すること）
26	特別支援加算	児童発達支援 放課後等デイサービス	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員等を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行っているか。（心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学又は大学院で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者であること。心理指導を行う場合は、心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。）
			等に係る訓練又は心理指導等のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づいて特別支援を行っているか。また、必要に応じて特別支援計画の見直しを行っているか。
			加算対象児ごとの訓練記録を作成しているか。
			児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く）を配置している場合、専門的支援加算により理学療法士等（5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く）を配置している場合は算定できない。
27	強度行動障害児支援加算	児童発達支援 放課後等デイサービス	強度行動障害を有している児童（平成24厚告270の表で算出した合計点数が20点以上）に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の過程を修了し、証明書の交付を受けた者が支援を行っているか。（尚、重症心身障害児に対して支援を行う場合は算定できない。）

28	<u>個別サポート加算(Ⅰ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、各サービスにおける次の①又は②に該当する障害児に支援を行った場合に算定しているか。 ・児童発達支援①：その障害児は4歳未満であって、乳幼児等サポート調査表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以上の項目について全介助又は一部介助を必要の区分に該当するか。 ・児童発達支援②：その障害児は3歳以上であって食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助又は一部介助を必要の区分に該当し、かつ1以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当するか。 ・放課後等デイサービス①：その障害児は就学児サポート調査表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、3以上の日常生活動作について全介助を必要とするか。 ・放課後等デイサービス②：平成24厚告270の八の四の表の各項目について算出した点数の合計が13点以上か。
29	<u>個別サポート加算(Ⅱ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童虐待を受けている又はそのおそれがある要保護児童又は要支援児童（以下「要支援児童等」）に対して支援を行っているか。 事業所が要支援児童等の状況、必要な支援について、連携先機関等の公的機関や要保護児童対策地域協議会、医師等（以下「連携先機関等」）と共有し、連携しているか。 要支援児童等の状況、必要な支援及び連携先機関等と連携内容に関する記録を文書で保管し、事業所と連携先機関等の双方で共有しているか。（概ね年1回以上） 個別支援計画に養育環境等も含めた要支援児童等の課題、課題に対する手厚い支援内容、本加算の取得について明記しているか。 保護者へ本加算の趣旨及び市や連携先機関等との情報共有することを説明し、算定にあたり同意を得ているか。 千葉市に対し、連携先機関等との連携内容に関する記録や本加算の算定に係る支援内容を明記した最新の個別支援計画の写し（保護者の署名済）を提出しているか。
30	<u>医療連携体制加算(Ⅰ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	医療機関との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう）が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合や認定特定行為業務従事者等に喀痰吸引等に係る指導を行った場合等に算定しているか。(①) あらかじめ医療連携機関等と委託契約を締結し、看護の提供や喀痰吸引等に係る指導に係る必要な費用を支払っているか。(②) 主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載し、定期的に主治医に看護の提供状況等を報告しているか。(③) 医療的ケア区分1,2,3に該当する障害児又は難聴児、重症心身障害児に支援を行う場合に算定していないか。(④) 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して1時間未満の看護支援を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、所定単位数を算定しているか。（1回の訪問につき8人の障害児を限度）
31	<u>医療連携体制加算(Ⅱ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	医療連携体制加算(Ⅰ)の確認項目にある①-④に適しているか。 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して1時間以上2時間未満の看護支援を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、所定単位数を算定しているか。（1回の訪問につき8人の障害児を限度）
32	<u>医療連携体制加算(Ⅲ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	医療連携体制加算(Ⅰ)の確認項目にある①-④に適しているか。 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して2時間以上の看護支援を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、所定単位数を算定しているか。（1回の訪問につき8人の障害児を限度）
33	<u>医療連携体制加算(Ⅳ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	医療連携体制加算(Ⅰ)の確認項目にある①-④に適しているか。 看護職員が事業所を訪問して通所給付費等単位数表第1の1の表に規定する医療行為を必要とする障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、所定単位数を算定しているか。（1回の訪問につき8人の障害児を限度）
34	<u>医療連携体制加算(Ⅴ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	医療連携体制加算(Ⅰ)の確認項目にある①-④に適しているか。 看護職員が事業所を訪問して通所給付費等単位数表第1の1の表に規定する医療行為を必要とする障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、所定単位数を算定しているか。（1回の訪問につき8人の障害児を限度）
35	<u>医療連携体制加算(Ⅵ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	医療連携体制加算(Ⅰ)の確認項目にある①-④に適しているか。 看護職員が事業所を訪問して認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、所定単位数を算定しているか。
36	<u>医療連携体制加算(Ⅶ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	医療連携体制加算(Ⅰ)の確認項目にある①-④に適しているか。 喀痰吸引が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、当該看護職員1人に対し、所定単位数を加算しているか。
37	<u>送迎加算</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	障害児に対して、事業所と居宅又は学校との間の送迎を行っているか。（事業所の最寄り駅や指定の集合場所（保護者と要相談）でも可） 障害児（重症心身障害児を除く）を対象とし、送迎加算と看護職員加配加算を算定している事業所（児童発達支援センター以外で障害児に対して支援を行う事業所）で、当該指定通所支援事業所の看護職員を伴い、通所給付費等単位数表第1の1に規定するいずれかの医療行為を必要とする障害児に対して、居宅等と指定通所支援事業所との送迎を行う場合、さらに37単位を加算しているか。 重症心身障害児を対象とする場合、送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準により置くべき職員を1人以上配置している場合に算定しているか。 事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70を算定しているか。
38	<u>延長支援加算</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	計画に基づき、サービスを行うのに要する標準的な延長時間に応じて所定単位数を加算しているか。 延長支援を必要とするやむを得ない理由があり、その理由が相談支援事業所作成の障害児支援利用計画に記載されている事業所の営業時間は8時間以上あるか。（送迎のみを実施する時間は含まない） 延長時間帯に、指定通所基準の規定に置くべき職員（直接支援業務に従事する者）が1名以上配置されているか。
39	<u>関係機関連携加算(Ⅰ)</u>	児童発達支援 放課後等デイサービス	個別支援計画に関する会議を開催し、関係機関や家族が出席できるよう努めているか。 会議又は連絡調整を行った場合は、その出席者、開催日時、内容の要旨、個別支援計画に反映させるべき内容について記録を取っているか。 利用児が日々通う保育所や学校等との日常的な連携体制を構築し、日頃から連絡調整に努めているか。 他の障害児通所支援事業所との連携について、加算の対象としていないか。 会議の結果や日々の連絡調整を踏まえ、個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載し、計画の作成又は見直しをしているか。 算定は1月に1回に限られているか。

40	関係機関連携加算（Ⅱ）	児童発達支援 放課後等デイサービス	連携先との連絡調整や相談援助を行った場合に、相手ややり取りの内容について記録を取っているか。
			児童の状態や支援方法を記録した文書を、保護者の同意を得た上で就学先又は就職先に渡しているか。
			（就学時の算定）小学校又は特別支援学校小学部に入学する際に算定しているか。
			（就職時の算定）就職先が、就労継続支援A型及びB型並びに就労移行支援事業所以外の場合に算定しているか。
			算定は各移行タイミングにつき、1回に限られているか。
41	保育・教育等移行支援加算	児童発達支援 放課後等デイサービス	移行支援を行ったことにより、指定障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に加算しているか。（ただし、病院へ入院する場合・他の社会福祉施設等へ入所する場合・学校へ入学する場合・死亡退所の場合は算定できないものとする。）
			訪問日に算定されているか。
			移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を取っているか。
			移行支援の内容は次の内容になっているか。 『具体的な移行を想定した子どもの発達の評価・合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価・移行先との調整・家族への情報提供や移行先の見学調整・移行先との援助方針や支援内容の共有と伝達・子どもの情報や親の意向等についての移行先への伝達・併行通園の場合は利用日数や時間等の調整・移行先の受け入れ体制づくりへの協力・相談支援等による移行先への支援・地域の保育所や子育て支援サークルとの交流』
			算定は1月に1回に限られているか。